

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2. 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	守口市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikakuzaiseibu/kikakuka/mynumber/1458009156484.html

執行機関名 守口市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	守口市奨学資金条例(昭和44年守口市条例第13号)に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第9項 守口市奨学資金条例(昭和44年守口市条例第13号)に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条	守口市奨学資金条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、 <u>教育の機会均等</u> に寄与するために学資の貸与その他 <u>学生等</u> (大学及び高等専門学校 ¹ の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、向学心があるにもかかわらず経済的理由によつて <u>修学困難な者</u> に対し、奨学資金を貸し付け、もつて <u>教育の機会均等</u> を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

守口市奨学資金条例(昭和44年守口市条例第13号)
守口市奨学資金条例施行規則(昭和44年守口市規則第2号)